

規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十七号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

第七条第二項中「学校職員の給与に関する条例」の下に「（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）」を加える。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。